

法人会だより

# かつしかの窓

2016

Vol.364



## Contents

平成28年度 税制改正大綱	2~3
葛飾企業人	4~5
私の会社継承記 ー借金も財産のうちー	6
平成27年度会員増強功労者表彰式を開催	7
法人会活動レポート	8~9

メディア・リテラシーのススメ	10
葛飾税務所からのお知らせ	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
説明会のご案内/会費改定のお知らせ/編集後記	15

## 平成28年度 税制改正大綱

# 法人税率20%台への引き下げ、

# 消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

## 法人税関係

### ■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

### ■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すこととなります。

### ■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、

建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

### ■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- 平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65%↓65%
- 平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65%↓65%

### ■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産まで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

### ■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

- 平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50%↓55%
- 平成30年4月以後開始する事業年度 50%↓50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されません。

## 所得税関係

### 空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

### 住宅の三世代同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

### セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、そ

の年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

## 消費税関係

### 消費税の軽減税率制度の導入

消費税の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品（食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

### 適格請求書（インボイス）保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

### 適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なることに合計した対価の額を記載する必要があります。

## その他

### クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会

社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

### マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならいこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

### 固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL 03-53663-5995

FAX 03-53663-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

第1回

葛飾  
企業人

KATSUSHIKA  
BUSINESS PERSON



# 「れ・AND」 「売る」から「売れる」商品へ

ミクニ化学工業株式会社

代表取締役  
宮下 仁志

ミクニ化学工業は創業者が掲げた「商品に使う人への心使いが入っていれば売らなくても『売れる』、そして・・・」（「れ・AND」）という言葉を守り、戦前から一貫して石けんを作り続けている。JR新小岩駅、京成四ツ木駅よりバスで約5分、中川沿いの住宅地に異彩を放つ洒落た白い建物では日々「売れる」石けんの研究が行われている。

**Q** 御社は石けんをOEM（相手先ブランド）メインで製造されている会社ですが、どのようなコンセプトで商品が売られているのでしょうか。

**A** 当社は創業から一貫して石けんを作り続けていますが、先代の創業者宮下邦雄は戦後さまざまな石けんを作り売っていき中で、これからは「売る」ものではなく「売『れ』る」もの、すなわち商品の中に使う人への心づかいが入っているものでなければ売れないと考えて製品を開発しました。それが当社の商品の固形石けん（透明石けん、機械練り石けん、枠練り石けん）です。創業者の「売『れ』る」もの作りを守り続けたことで、お客様からホームページなどを通してお声かけいただくようになり、今に続いています。

**Q** 葛飾ではいつから操業されているのでしょうか。

**A** 昭和13年（1938年）創業当初からです。石けんを製造するには交通手段として河川を利用していたため、石けん製造会社は川に近い場所が必要でした。現在はとくにそういった縛りはなく、新小岩の本社工場の他に千葉県佐倉市にも工場があります。戦前戦後、そして21世紀になり石けんを取り巻く状況も変わってきましたが一貫して葛飾で事業を行っています。

**Q** 社員の方のモチベーションを保つためにされていることを教えてください。

**A** 当社は安全はもちろんですが、以下の3つを大切に守っています。1. 従業員の健康、2. 品質の安定、3. 生産の向上。長く気持ちよく働いてもらうために、さまざまな福利厚生をそろえています。まず当社の社員はアルバイトやパートではなくすべて正社員です。それは正社員になることで生活が安定して仕事に集中できるからです。当社は男女比45%対55%とやや女性が多く、女性もすべて正社員です。毎年12月には本社と佐倉工場合同で忘年会を開いて親睦を深めています。またオリジナル商品を自社で開発することで商品に対して愛着がわき、それを作り続けることが原動力にもなります。主力製品である透明石けんも社員が自信と愛情を持って売れる製品を作ろうという気持ちで原動力となつて開発されました。

**Q** これからの「もの作り」についてお聞かせください。

**A** 現在ナチュナル志向が強まり安心安全な商品が求められています。石けんも同様に植物由来の素材を使用したオーガニックなものなど時代に合わせて変わってきているため、当社もお客様のご要望と信頼に応えられるよう

に固形石けんに特化して新商品の開発を行っています。創業者宮下邦雄が言った「使う人への心づかいが入った『売れる』商品」を作るための工夫と研究をこれからも続けて行きたいと思っています。

「葛飾法人会への思い」

私は法人会副会長として広報委員会を担当し、また第7地域事業部（西新小岩、新小岩、奥戸、新小岩北、奥戸東、東新小岩）6支部を担当しています。

まず広報委員会での活動は「かつしかの窓」の年4回の発行です。細谷委員長のもと編集会議を6回〜8回開催し、広報誌の内容や構成を検討し発行期日までにまとめる作業をしています。次に第7地域事業部は大貫地域事業部長のもと社会貢献事業として年3回の救命講習会の実施や少年野球教室の開催に向けての活動をしています。また会員増強運動や会費の改訂のお知らせ等を各会員に協力して頂く活動も合わせて行っております。

広報誌も第7地域事業部も法人会活動として頑張っていますので、これからもご協力をお願いいたします。

（代表取締役 宮下 仁志）



ミクニ化学工業株式会社  
http://www.392.co.jp/

本社・本社工場  
西新小岩5-7-20  
TEL:03-3697-2121 (代表)  
FAX:03-3697-2124

佐倉工場  
千葉県佐倉市太田2043  
TEL:043-486-8221 (代表)  
FAX:043-486-8223

# 私の会社継承記

— 借金も財産のうち —

青年部会 部長

岡部 剛太

これからお話をさせて頂く内容に、引かれる方もいらつしやるかもしれませんが、今回この原稿のお話を頂いたとき、たまたま自身の仕事に対する思いを振り返っていた為、こんな考えの経営者がいてもよいのではと思ひペンをとらせて頂く事に致しました。

私は町工場の長男として生まれました。私が言うのもおかしい話ですが、零細企業ながら幼少期はそこそこ裕福な家庭で、毎年のように家族旅行に連れて行ってもらいました、結果何も身につく事の無かった数々の習い事に通わせてもらうなど、何ひとつ不自由なく贅沢に育ててもらい、細かい事は抜きにして子供ながら父の背中の大きさを感じておりました。

私は、25歳の時に父の体調不良を理由に家業を継ぐ事となりました。

当時は、自分なりに夢があり、また、両親が夜な夜な仕事ばかりしていたことも記憶にあつたため決して前向きではなかったものの、家業を継ぐことで私も当然贅沢な生活が出来るもの

と疑いもなく信じておりました。いわゆる「金に目がくらんだ」という事になるでしょうか？ところが、蓋を開けてみると経営状況は決して楽なものではなくかなり深刻なものであり、継いだ事を後悔するほどでした。

数年が経ち、一向に借金の減らない経営状況について父に相談した時の事です。父は「借金も財産のうちだ！借金ができて一人前だ！」と。新米経営者の私には到底理解できるものではなく、怒りさえ覚えた記憶があります。

約15年間、沢山の方々に助けられながら、兎に角「借金完済」だけを目標に働き、〇千万円という借金をなんとか完済することができました。が、この後がいけませんでした。

今まで夢中で営業をし、次から次へとこなしていたはずの仕事を、無借金という気の緩みから「現状維持」へとという守りの姿勢になり、新規開拓はもとより設備投資さえも避ける様になりました。結果は皆様お察しの通り、アツと言う間に仕事が減り経営がひっ迫していくことになりま

した。私はこの時、自分の心の弱さを痛感いたしました。

私には、経営はもとより人生観においても20年間「師」として居る方がおります。この方に正して頂いたこともあり、父のセリフを思い出し、設備の増設や新工場への移転などという意欲的行動をとることが出来るようになりました。結果、新たな事業拡大と顧客の新規開拓に繋がっております。

不思議なもので、今では借金という悩みが増えただけなのに、新たに夢ができて毎日の仕事が楽しく働き甲斐を感じています。

先日、父に「俺もようやく借金という財産を持ち、一人前の経営者に成れたよ」と親子で二十数年ぶりに酒を交わしました。



# 平成27年度会員増強功労者表彰式を開催

3月18日、平成27年度会員増強運動の締めくくりとして、会員増強功労者表彰式が開催されました。

平成27年9月16日にテクノプラザかつしかにおいて会員増強運動推進会議が開催され、参加者全員で「ガンバロウ！」と声をあげ、会員増強運動が始まりました。

各支部においても担当副会長・担当組織委員が参加して支部推進委員会が催され、活発な増強運動が行われました。その結果、平成27年度は100社の新しい仲間を得る事ができました。

表彰式では、会員獲得に功績のあった支部や個人に対し感謝状が贈呈されました。表彰された支部は別掲のとおりです。また、加入率の高い支部に対しての表彰も今年度から復活し、上位3支部に感謝状が贈られました。平成27年度は細田支部が表彰対象となる部門全てトップと独走でした。組織委員会として心より敬意を表します。

表彰式後の情報交換会では、苦労話等でも盛り上がりました。

平成28年度は昨年の総会にて決議された、会費の値上げが行われます。これを機に法人会事業の一段の充実を図り、法人会事業に会員の皆様や非会員の方々にも積極的に参加いただき、折に触れ法人会会員のメリットを直にわかって頂けるよう、一致団結して会員増強運動を行っていかねばならないと考えております。

達成率 ベスト5	
1位	細田支部
2位	立石西支部
3位	亀有南支部
4位	西新小岩支部
5位	小菅支部
5位	青戸立石支部
5位	新小岩支部

増加率 ベスト5	
1位	細田支部
2位	亀有南支部
3位	立石西支部
4位	四つ木五支部
5位	亀有支部

総合優秀賞	
1位	細田支部
2位	亀有南支部
3位	立石西支部
4位	小菅支部
5位	新小岩支部

加入数 ベスト4	
1位	細田支部
2位	亀有南支部
3位	立石西支部
4位	小菅支部
4位	青戸立石支部
4位	西新小岩支部
4位	新小岩支部

加入率 ベスト3		
1位	お花茶屋支部	70.3%
2位	四つ木五支部	68.5%
3位	細田支部	65.3%



会場風景



総合優秀賞を受ける金井細田支部長

## 法人会活動レポート

事業研修委員会

1月18日

マイナンバー制度の概要と実務



今年1月から開始されたマイナンバー制度について、会社の実務担当者が必要とする事柄を分かりやすく説明頂きました。まだ始まったばかりという制度なので、これから注意する点なども聞くことができ参考になりました。

事業研修委員会

1月18日

スマートフォン・タブレット入門講座



スマートフォン、タブレット、パソコンの違いから始まり、色々なアプリの活用法をわかりやすく解説頂きました。仕事に使ってみようかと思われた参加者がおられたのではないのでしょうか。

税制委員会

3月17日

税制講演会



駅弁マイスターの三浦由紀江氏を講師に「仕事は楽しく、自分に限界をつくらない」と題し開催されました。三浦氏の仕事への向かい方・考え方は、聞いている私たちをもパワフルにさせられました。

事業研修委員会

2月17日

社会福祉協議会へ募金を寄附



昨年11月7日に行われた第19回支部対抗チャリティーゴルフ大会において参加者より頂戴した募金(225,620円)を、葛飾区福祉協議会へ寄附し感謝状を頂きました。募金下さった皆様ありがとうございました。

社会貢献委員会

3月26日

第3回献血活動



JR 新小岩駅南口に於いて、27年度最後の献血活動が行われました。総勢34名で献血者の勧誘と受付業務を分担しました。28年度も献血活動を行いますので、ご協力をお願いします。

厚生委員会

2月17日

第2回健康セミナー



「最先端医療の現状」～ここまで進んだがん治療～の演題で、東邦大学医学部の松井宏夫客員教授に、がんについて最新の情報をお聞きました。セミナー終了後も、各々教授に自分の病気の事など質問が絶えないセミナーでした。

## 法人会活動レポート

**立石支部** 1月29日  
**役員会兼新年会**



本年初めての役員会兼新年会。白石支部長の新年の挨拶、本部事業報告、会員バスツアーの会計報告、それぞれの役員さんから新年の抱負、会員増強運動の経過報告、葛飾法人会立石支部行事の協力をお願い。本年もどうぞよろしく。有難うございました。

**女性部会** 2月4日  
**税制研修会と親睦会**



午前10時45分より法人会館2階会議室にて、講師に税理士の幸徳正夫氏を迎え「相続税 贈与税と縁(えにし)について」の演題で税制研修会を行いました。研修会終了後、市川の「栃木家」へ移動し、30周年記念親睦会を開催しました。

**立石支部** 3月5日  
**立石安心フェア**



立石地域の商店会・町会との被災地応援イベントです。被災地応援という事で、抽選券の裏面に石巻市雄勝町への応援メッセージをお書き下さった方にもれなく特産とろろ昆布を差し上げるもので、私達も愛情いっぱい応援メッセージを書かせていただきました。

**女性部会** 3月16日  
**東法連女連協全体連絡会議**



総勢6名の役員で、東法連女連協全体連絡会議へ参加しました。東法連女連協「税に関する絵はがきコンクール」の結果発表後の講演会では駅弁マイスターの三浦由紀江氏のお話で元気を頂きました。

記事の詳細はホームページをご覧ください。  
開催日時をクリック頂くと、全ての記事をご覧ください。



**第7地域事業部** 12月5日  
**少年野球教室**



新小岩公園野球場にて元プロ野球選手3名をコーチに野球教室を開催しました。記念撮影後野球教室がスタート。途中低学年の児童は松上小学校へ移動して指導をうけました。

# メディア・リテラシーのススメ

ジャーナリスト

海部 隆太郎

「嘘でも間違いでないが、本当のことでも正しくもない」こんな訳の分からない書き出しで恐縮だが、そう思えて仕方ない情報が世の中に溢れていると感じられてならない。信用できる媒体でも「本当なのか」と疑いをもつと、自分なりに調べてみたり専門家に聞いてみたりする。やはりちよつと違うという結論が少なくない。

具体的な事例を挙げると予想外の問題に発展しかねないので、残念ながら抽象的にとどめるが、冒頭の表現は「置かれた状況次第で嘘にもなるし本当にもなる」と言い換えることができよう。それは微妙な内容を巧みな手法で伝えるパターンが多い。

正直に「この場合は、こういうことになる」などと前提をつけていては、話が盛り上がりがないし、誰も見向きをしてくれない。したがって、嘘ではないのだからとセンサーショナルに話が展開される。もしかしたら自分も、この手法を用いる仲間の片棒を担いでいたのでは、と自責の念がなくなるもない。

個人的な見解だが、比較的多く疑問を感じるのが医学系のモノ。危機意識をあまり、不安感を抱か

せることで関心を集めるのが狙いだとは見ている。

怖いのは情報を鵜呑みにしてしまうこと。だからメディア・リテラシーを持つべき。この意味は情報を評価・識別する能力を身に付けることだ。何でも疑ってみるのが手っ取り早いのだが、単純に実践すると嫌な奴と思われるので、それは常識内にとどめる方が良い。

## ■会社経営にも通じる考え方■

情報を鵜呑みにする愚かさは、かつて納豆やバナナの驚くべき効用が伝えられ、スーパーで品薄状態になったことを思い出す。筆者が駆け出し記者のころ、大手企業の広報から「内容はともかく活字になると信じられてしまう。だから誤報されないよう細心の注意を払っている」と聞いたことが忘れられない。

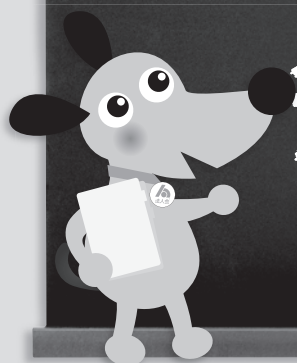
「新聞を疑え」というキャッチコピーで宣伝していた全国紙があった。自らを戒めたのか、それとも奇をてらったのかは担当者に聞きそびれたが、やはり「疑え！」ではなく、「鵜呑みにするな！」が必要なのではないだろうか。

では会社経営ではどうなのか。経営リテラシーという表現だと、経営における基礎的な知識やその活用能力を指すことになり、これまで書いてきた話と筋が違ってしまう。あえて言えば経営者はメディア・リテラシーの考え方を持つことが必要ではないかと言いたい。

世の中に氾濫する情報の中から、会社経営に関することだけを拾っているのは、メディア・リテラシーは身につかないのではないか。幅広い分野に興味を持ち、本質は何かを考える行動の中に揺るがない姿勢ができあがるのだと思う。素直な人は経営者に不向きと言っているわけではない。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題取材し、新聞・経済誌などに執筆中。



# 消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の期限内  
納付を忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※2)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>



※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を出す旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

## マル経融資のご案内

無担保・無保証・手数料無



金利 **1.30%** (平成28年4月13日現在)

葛飾区より3年間、支払利子の**50%**が補助されます

- 融資対象 従業員20人以下の法人・個人事業主の方  
(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
- 融資限度額 2,000万円
- 返済期間 運転資金7年以内/設備資金10年以内
- 必要書類 2期分の決算書及び確定申告書の写し等
- 相談時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※本制度の取扱いは、平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

### 【お問合せ】

東京商工会議所 葛飾支部  
葛飾区青戸7-2-1  
テクノプラザかつしか3F  
TEL: 3838-5656

<会員・非会員問わずご利用いただけます。>

## 専門家による窓口相談

無料・要予約

	行政書士	弁護士	税理士	社会保険労務士	相談時間 13:00 ~ 16:00
4月	7日(木)	13日(水)	19日(火)	25日(月)	
5月	お休み	11日(水)	17日(火)	23日(月)	
6月	2日(木)	8日(水)	21日(火)	27日(月)	
7月	7日(木)	13日(水)	19日(火)	25日(月)	
相談例	許認可申請・定款作成・ビザ取得	リース取引・連帯保証・債権回収	記帳・消費税の課税申告書作成・相続税	労働保険・就業規則の作成	

# 葛飾税務署からのお知らせ

## 平成 28 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 28 年度税務職員採用試験」を行います。  
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

### 記

- ◇ 受験資格
- 1 平成 28 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 29 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
    - (1) 受付期間
      - ・ 平成 28 年 6 月 20 日（月）9 時～平成 28 年 6 月 29 日（水）[受信有効]
      - ・ 申込専用アドレス [\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
    - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間及び入手方法
      - ・ 平成 28 年 5 月 9 日（月）～平成 28 年 6 月 29 日（水）
      - ・ 人事院ホームページ（国家公務員採用情報 NAVI）からダウンロード [\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

（注）東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）にも備え付けています（土・日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時。）。
  - 2 インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
    - (1) 受付期間
      - ・ 平成 28 年 6 月 20 日（月）～平成 28 年 6 月 22 日（水）
      - ・ 郵送：平成 28 年 6 月 22 日（水）までの通信日付印有効
      - ・ 持参：平成 28 年 6 月 22 日（水）17 時までの提出に限り有効
    - (2) 受験申込書提出先
 

希望する第 1 次試験地に対応する人事院各地方事務局（所）

（注）第 1 次試験地が東京国税局管内の場合は人事院関東事務局  
〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1
    - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間及び交付場所
      - ・ 平成 28 年 5 月 9 日（月）～平成 28 年 6 月 22 日（水）
      - ・ 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）  
（土・日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時）
- ◇ 試験日
- 第 1 次試験 平成 28 年 9 月 4 日（日）  
第 2 次試験 平成 28 年 10 月 12 日（水）～平成 28 年 10 月 21 日（金）のうち指定された日時
- ◇ 問合せ先 葛飾税務署総務課課長補佐（Tel. 03-3691-0941 内線 3011）

# 葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

## 事業主の皆さま 平成 29 年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

### 特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

### 特別徴収義務者となる 事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

### 特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

- 詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



- 特別徴収制を徹底する取組に関するお問合せ先

主税局徴収部個人都民税対策課支援係 03-5388-3046



個人住民税PRキャラクター  
ぜいさいん

## 不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 にかかる固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内)

### 【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長 5 年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう 8 割減免します。

### 【申請手続】

減免を受けようとする年度の第 1 期分の納期限(通常、6 月 30 日)までに申請してください(毎年申請が必要です)。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。  
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

# 葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

## 特別徴収義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方)

## 特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書をご確認ください

平成28年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書を、5月10日(火)に送付します。  
特別徴収税額決定変更通知書の「特別徴収義務者用(会社用)」及び「納税義務者用(社員個人用)」のご確認をお願いします。

●納期限は天引きをした月分の翌月10日です。(10日が休日の場合は翌営業日)

### ◆◆◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届書等の提出について◆◆◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら変更届書の提出をお願いします。

- 年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合  
『給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』の提出をお願いします。
- 会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合  
『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』の提出をお願いします。
- 普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合  
『特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書』の提出をお願いします。

## 普通徴収の納税義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(自営業・年金生活者の方など個人で納付する方)

## 税額決定納税通知書をご確認ください

平成28年度特別区民税・都民税の税額決定納税通知書を6月10日(金)に送付します。

税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

- ・第1期:6月30日(木)
- ・第2期:8月31日(水)
- ・第3期:10月31日(月)
- ・第4期:平成29年1月31日(火)

## 5月は軽自動車税の納期です

<問い合わせ先> 収納管理係 直通 03-5654-8201

平成28年度の軽自動車税納税通知書は、5月11日(水)に発送します。

軽自動車税を納めていただく方は、平成28年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を所有している方です。

**5月31日(火)までにご納付をお願いします。**

また、4月2日以降に廃車・譲渡をされた方でも、その年の一年分の軽自動車税がかかりますので、ご了承ください。なお、所有していない軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車・譲渡の手続きがされているかどうかご確認ください。



■ 表紙のイラストについて ■



桜も終わり、新緑の季節です。過ごしやすい穏やかな行楽日和が続きます。

いつもの一家は区役所前からバスで新小岩に向かうようです。

新小岩といえば新小岩公園、芝生広場やスポーツ広場もあり、家族で楽しめます。

電車や自転車を使うことが多い区内の移動、こうしてバスを利用してみるのもいいかもしれませんね。

イラスト：かつしかけいた

編集後記

新年度新たな気持ちです。

平成28年度スタートして早1ヶ月ですね。新入社員さんも新入学の学生さんもそろそろ空気に慣れた頃でしょうね。公益社団法人葛飾法人会は、6月16日定時総会に向け準備真っ只中です、近々ご案内通知が届くと思います、多くの会員さんのご参加をご期待しております。

さて、今回の「かつしかの窓」から大幅な誌面刷新をさせていただきました。企業人にスポットを当てた企業紹介のコーナーを新設致しました。第1回に、宮下副会長を取り上げさせていただきました。継続させていただきたくご意見ご感想お知らせくだされば幸いです。

新しいといえば、今年度から会費を改定させていただきました。皆様に愛される法人会を目指しております。政治経済講演会・法人会と区民の集い・各地域事業部主催社会貢献事業と広報誌を通じて葛飾法人会の思いをお届けできたらと広報委員会、身を引き締めての新しい船出です、さざ波・大波の大航海就航いたしました。目に映る自然界では桜の季節から新緑へ木々も草花も笑顔いっぱいです。大型連休で、ふと自分探しにお出かけしては如何ですか？本年度も広報誌よろしく願い申し上げます。

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
7月21日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
8月9日(火)	13:30~16:00	葛飾法人会館
9月8日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
9日(金)		
新設法人説明会		
7月27日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

会費改定のお知らせ

第3回通常総会にて承認された通り、平成28年4月より会費を下記のように改定させていただきます事となりました。

値上げについては、賛助会員に対しては現状のままとさせていただきます。

比較的資本金の多い1,000万円超の事務所にはご負担が大きいのと思われますが、何卒ご了承くださいませようお願い致します。

もちろん今回の値上げにより、法人会活動を今まで以上に活発に実施し、各地域事業部の更なる充実と支部への交付金を増額し支部事業も今まで以上に充実・拡大を図りたいと考えております。

資本金	会費		新会費	
	月額	年額	月額	年額
300万円以下	700	8,400	900	10,800
300万円超 } 1,000万円	850	10,200	1,200	14,400
1,000万円超	1,000	12,000	2,000	24,000
資本金以外の基準	1,000	12,000	2,000	24,000

かつしかの窓  
Vol.364

平成28年4月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会  
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906  
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net  
発行人 片岡 嘉治 編集人 細谷 政男

# 第4回定時総会

日時：平成28年6月16日(木) 午後3時

場所：葛飾法人会館 3階大会議室

会費：5,000円（情報交換会参加者）

詳細は、別途正会員の皆様に議案書と共にご案内いたしますのでご覧下さい。

また、往復ハガキにて出席並びに委任状の依頼をいたします。

必ずご返信の程お願いいたします。



## 優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人

### 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内  
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>